大阪市平野区親子ケア支援員及びこどもサポート推進員 (会計年度任用職員)任用候補者募集要項

1 任用区分・採用予定人数・業務内容・受験資格

1 任用区分・打 任用区分	采用予定人数・業務内容・受験資格 親子ケア支援員	こどもサポート推進員
採用予定人数	1名程度	3名程度
業務内容	「ももいろ子育てねっと・ひらの実施要綱」に基	「大阪市こどもサポートネット事業実施要綱」に
未伤门谷	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	づき、平野区役所保健福祉課において、児童虐待	定める、こどもと子育て世帯を総合的に支援する
	防止を目的とした次の業務を行う。	業務とし、主に以下の職務を遂行する。
	(1)虐待リスクを有する児童及びその保護者へ	(5)担当中学校区内の学校園等におけるスクリ
	の、家庭訪問等による相談支援に関する業務	ーニング会議Ⅱのアセスメントに参画する。
	(家庭訪問等には、自転車を利用する)	(学校園等の巡回には、自転車を利用する)
	(2)児童虐待通告にかかる調査、事実確認等に	(6)区役所・保健福祉センターの関係部署及び
	関する業務	区内関係機関と連携し、スクリーニング会議Ⅱ
	(3)要保護児童対策地域協議会の運営に関する	におけるアセスメント結果による適切な支援
	業務	につなぐ。なお、家庭訪問(アウトリーチ)が
	(4) その他、児童虐待対策に関する業務	必要な場合は、学校園等と連携したうえで、保
		健福祉等の制度説明や必要な申請手続き等を
		支援する。
		(7)適切な支援につなぐため、区内及び担当中
		学校区内の学校園等をはじめ、子育て支援に関
		する地域資源(インフォーマルな資源を含む)
		の状況を把握すること。民生委員・児童委員、
		主任児童委員等と連携し、地域における見守り
		や支援につなぐこと。
		(8)学校園等や関係機関、地域団体、NPO等に
		対し、こどもの貧困対策の推進に関する研修を
		実施すること。また、こどもの居場所などの地
		 域資源の開発につなげる相談支援を行うこと。
		 (9) その他、こどもサポートネット事業に関す
		 る業務(庶務業務を含む)に従事すること。
 受験資格	次の各号のいずれかに該当し、かつ、地方公務員	次の各号のいずれかに該当し、かつ、地方公務員
	 法第16条各号に該当しない者で、Word、Excel、	 法第16条各号に該当しない者で、Word、Excel、
	Outlook など、パソコンソフトの基本的な操作が	Outlook など、パソコンソフトの基本的な操作が
	できる者。	できる者。
	また、日本国籍を有しない方も受験できます。な	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	お、就職が制限されている在留資格の方は採用さ	お、就職が制限されている在留資格の方は採用さ
	れません。	れません。
1	.,	.,

- (1) 児童福祉司、社会福祉士、精神保健福祉士 もしくは公認心理師、臨床心理士の資格を有する者
- (2)保育士資格もしくは社会福祉主事任用資格 を有し、3年以上の児童福祉にかかる相談支援 業務の実務経験を有する者
- (3)児童養護施設や母子生活支援施設等の社会 的養護施設において、5年以上の相談支援業務 従事経験を有する者
- (4)社会福祉士または精神保健福祉士の資格を 有する者
- (5) 社会福祉主事として、2年以上の福祉事業 等に従事した者
- (6) 自治体において、福祉関係業務または市民 活動関係業務について2年以上の従事経験を 有する者、もしくは同等の経験を有する者
- (7)教育職員免許状を有し、2年以上の実務経験を有する者(講師等を含む)
- (8)児童養護施設や母子生活支援施設等の社会 的養護施設において、2年以上の相談支援業務 従事経験を有する者
- (9) 受験資格(4) から(8) に準ずるもの

※合格者は、受験資格・希望確認票の任用区分に基づき、いずれかに配置します。

(参考) 地方公務員法 第16条 抜粋

(欠格条項)

- 第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党 その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2 任用期間 令和8年4月1日~令和9年3月31日 ただし、本市が認める場合に限り、任用期間を2回まで更新する場合があります。(最長で令和11年3月31日まで)

3 勤務条件

	親子ケア支援員で採用された方	こどもサポート推進員で採用された方
勤務場所	大阪市平野区役所保健福祉課(子育て支援室)	
勤務日数	1日7時間30分勤務 週4日	
勤務時間	午前9時から午後5時15分もしくは午前9時15分から午後5時30分	
	必要に応じて時間外勤務に従事していただきます。	
休憩時間	午後0時15分から午後1時までの45分	
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月 29日	~1月3日) 及び週1日平野区役所子育て支
	援担当課長が指定する曜日	

休暇	会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。	
	年次有給休暇 12 日	
	【特別休暇(有給)】 夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、災害等による通勤時の出勤困難な場合、産前産後	
	休暇、配偶者分べん休暇、育児参加休暇 等	
	【特別休暇(無給)】 生理休暇、妊娠障害休暇、育児時間休暇、子の看護休暇※1、短期介護休暇※1、	
	ドナー休暇	
	※1:別途取得要件有	
報酬等	月額 209,032~261,116 円 月額 176,436~238,032 円	
	※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。	
	※上記の他に通勤手当、期末・勤勉手当、勤務実績に応じた手当(超過勤務手当等)が支給されます。	
	※期末・勤勉手当は、1年目は約3.643カ月分(予定)ですが、再度の任用がされた場合2年目は4.65カ	
	月分(予定)となります。	
	※報酬等は募集時点のものですが、給与改定等により採用時には変更される場合があります。	
社会保険等	共済組合(短期組合員)、厚生年金、雇用保険	
服 務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。	
	営利企業への従事(兼業)については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の	
	禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。	
その他	受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められ	
	た場合には合格を取り消すことがあります。	

4 選考方法

論文試験及び口述試験を行います。

(1) 論文試験

児童虐待等に関する知識、一般的な課題に対する理解力、文章構成力及び表現力等

(2) 口述試験

主として人物について面接により行います。

5 選考日時及び選考会場

日 時: 令和8年1月17日(土曜日) 午後1時30分集合

場 所: 平野区役所5階

詳細については、受付終了後に発送する「受験案内」により通知します。なお、令和8年1月13日(火曜日)になっても「受験案内」が届かない場合は、「10 問い合わせ先」までご連絡ください。

持ち物 : 筆記用具

6 申込方法

次のア〜オの書類を原則、郵便等で送付してください。

【提出書類】

- ア 平野区役所親子ケア支援員及びこどもサポート推進員(会計年度任用職員)任用候補者登録 試験受験申込書(様式1) 1通
 - ※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を貼付してください。
- イ 申立書(様式2) 1通
- ウ 受験資格・希望確認票(様式3) 1通
- エ 「受験資格」の確認できるもの(資格証の写し等)
- オ 「受験案内」送付用の定型封筒(長形3号) 1通 ※宛先を明記し110円切手を貼付
- ※ア、イ及びウは本市所定の様式に限ります。所定の様式は大阪市平野区役所ホームページからの取得もしくは平野区役所保健福祉課(3階33番窓口)での配布となります。

【受付期間】

令和7年12月26日(金曜日)まで(当日必着)

【提出先】

 $\pm 547 - 8580$

大阪市平野区背戸口3丁目8番19号

大阪市平野区役所保健福祉課 (子育て支援)

封筒に「親子ケア支援員及びこどもサポート推進員受験申込書在中」と朱書きすること

- ※原則、簡易書留で送付してください。簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また、料金不足の場合は受け付けません。
- ※持参を希望される場合は、事前に「10 問い合わせ先」へ連絡いただき、区役所開庁時間内 (9:00~17:30 まで) に平野区役所 3 階 33 番窓口へご提出ください。
- ※提出書類に不備がある場合は選考試験を受験できないことがあります。

7 結果の発表

試験結果については、令和8年1月26日(月曜日)付けで受験者全員に郵送により通知します。 合否に関する電話等での問い合わせには応じません。

8 任用の方法及び時期

- (1) 合格者のうち上位の者から必要な人数を令和8年4月1日付け任用予定者として決定し、本人に 内定通知します。
- (2) その他の合格者については補欠合格として本人に通知し、任用候補者として任用候補者名簿に登録します。なお、任用候補者名簿の有効期間は、任用候補者登録試験の合格発表の日から令和9年2月28日までとなりますが、採用辞退や令和8年度途中の欠員が発生しない場合は、結果として任用されません。
- (3) 内定が決定した任用予定者については、別途履歴書(本市指定様式)及び受験資格にかかる資格証明書等を提出していただきます。

9 その他

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。
- (3) 受験資格の欠格および内容の虚偽が判明した場合は合格を取り消します。
- (4) 本採用は令和8年度予算の発効をもって有効とします。募集開始時点では令和8年度予算は成立 していませんので、今後の状況により、今般の募集内容が変更となる可能性があることをご了承 のうえ、お申し込みください。

10 問い合わせ先

大阪市平野区役所保健福祉課(子育て支援)(担当:吹越・井上・北山)

 $\mp 547 - 8580$

大阪市平野区背戸口3丁目8番19号

電話番号 06-4302-9936